

容器包装廃棄物に係わる分別収集計画

令和2年度～令和6年度

三重県いなべ市

目 次

1. 計画策定の意義	3
2. 計画の基本的方向	3
3. 計画期間	4
4. 対象品目	4
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	5
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	6
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分（法第8条第2項第3号）	7
8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号）	8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	9
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	11

1. 計画策定の意義

快適な暮らしと、ゆとりや潤いのある生活環境の創造のためには、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年のごみ量の増加、ごみ質の多様化は、焼却施設に多大な負担をかけ、最終処分場の残余容量の減少及び最終処分場用地の確保難という問題が生じ、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。一方では、環境保全・資源保護等への関心の高まりから、従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、ごみの減量化資源化が求められている。

本計画はこのような現状のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で、技術的にその再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物について分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却ごみ、最終処分量を削減するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本分別収集計画の実施において、市民の役割や負担は大きく、また市民の協力は不可欠である。本計画を策定することは、市民・事業者が廃棄物行政の担い手である意識を持ち、自ら問題解決へ行政と共に歩むことであり、また、使い捨て、大量消費型のライフスタイルそのものを見直し、廃棄物循環型社会システムを築いていくための基盤となる。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量化や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ排出抑制、リサイクルを基本としたまちづくり。
- ・ 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化実施にあたり、市民・行政・事業者が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に行動する。
- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、再利用、分別収集、再商品化と段階を追って積極的に推進し、再商品化して得られたものについても積極的に利用に努め、循環型社会システム構築の基盤とする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色ガラス、茶ガラス、その他ガラス）、飲料用紙製容器、ダンボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

また、本計画において、容器包装廃棄物の各名称を下表のとおりとする。

容器包装リサイクル法による名称	本計画で用いる名称
主として鋼製の容器包装	スチール缶
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶
主としてガラス製の容器包装－無色のガラス製容器	無色ガラス
主としてガラス製の容器包装－茶色のガラス製容器	茶色ガラス
主としてガラス製の容器包装－その他のガラス製容器	その他ガラス
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
ダンボール製紙製容器包装	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料またはしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器包装	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のプラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	518	513	512	512	510

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

（単位：t/年）

区分/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
缶	スチール缶	13	13	13	13	13
	アルミ缶	16	16	16	16	16
	小計	29	29	29	29	29
びん	無色ガラス	92	91	91	91	90
	茶色ガラス	87	86	86	86	86
	その他ガラス	31	31	31	31	31
	小計	210	208	208	208	207
紙製	紙パック	2	2	2	2	2
	ダンボール	18	18	18	18	18
	その他の紙容器包装	48	48	48	48	48
	小計	68	68	68	68	68
プラ製	PETボトル	53	52	52	52	52
	その他プラ製	158	156	155	155	154
	小計	211	208	207	207	206
合 計		518	513	512	512	510

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装の排出の抑制のため以下の方策を検討する。なお、実施するにあたっては市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）市における方策

①教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育や、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

②過剰包装の抑制

商工会との協力により、簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、小売店舗等での包装の簡素化を推進する。

③買い物袋持参の徹底

買い物袋、かご（マイバック等）持参運動を推進し、啓発・指導を行い、小売包装、レジ袋の抑制を行う。

④リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

（2）市民における方策

①資源ごみ分別排出の徹底及び集団回収の利用促進

家庭から排出される容器包装廃棄物の資源化・再利用できるものの分別を徹底し、資源収集体助成制度を活用し、集団回収の積極的な利用を心がける。

②過剰包装の自粛

小売店舗等での過剰な包装は断り、また買い物袋の持参を積極的に行い、包装用紙の量の削減を心がける。

③再商品の利用促進、使い捨て品の使用抑制

使い捨て商品の購入を控え、再利用、再使用できる商品及び再生品の選択、購入、使用を心がける。

（3）事業者における方策

①発生源における方策

再生できる、再生しやすい商品及びごみにならない商品の開発に努める。

②容器包装廃棄物の発生抑制

小売店舗簡易包装を促進し、ポスターや簡易包装シール等で消費者への理解を深める。

③再生原料使用商品の販売促進

小売店舗等で再生商品コーナーを設け、消費者の再生商品に対する認識を深め、販売促進に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市の収集機材等を勘案し、収集に係わる分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係わる分別の区分	分別収集の実施時期
スチール缶	スチール缶	平成9年度から実施
アルミ缶	アルミ缶	
無色ガラス	無色ガラス	
茶色ガラス	茶色ガラス	
その他ガラス	その他ガラス	
紙パック	紙パック	
段ボール	ダンボール	平成12年度から実施
ペットボトル	ペットボトル	
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	平成19年度から実施
その他紙製容器包装	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	平成23年度から実施

8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

項目/年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール缶	13		13		13		13		13	
アルミ缶	16		16		16		16		16	
無色ガラス	合計 92		合計 91		合計 91		合計 91		合計 90	
	引渡 0	独自 92	引渡 0	独自 91	引渡 0	独自 91	引渡 0	独自 91	引渡 0	独自 90
茶色ガラス	合計 87		合計 86		合計 86		合計 86		合計 86	
	引渡 0	独自 87	引渡 0	独自 86	引渡 0	独自 86	引渡 0	独自 86	引渡 0	独自 86
その他 ガラス	合計 31		合計 31		合計 31		合計 31		合計 31	
	引渡 0	独自 31	引渡 0	独自 31	引渡 0	独自 31	引渡 0	独自 31	引渡 0	独自 31
紙パック	2		2		2		2		2	
ダンボール	18		18		18		18		18	
その他紙製 容器包装で 上記以外	合計 48		合計 48		合計 48		合計 48		合計 48	
	引渡 0	独自 48	引渡 0	独自 48	引渡 0	独自 48	引渡 0	独自 48	引渡 0	独自 48
PET ボトル	合計 53		合計 52		合計 52		合計 52		合計 52	
	引渡 53	独自 0	引渡 52	独自 0	引渡 52	独自 0	引渡 52	独自 0	引渡 52	独自 0
その他 プラスチック製 容器包装	合計 158		合計 156		合計 155		合計 155		合計 154	
	引渡 158	独自 0	引渡 156	独自 0	引渡 155	独自 0	引渡 155	独自 0	引渡 154	独自 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

缶

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

ビン

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

紙製容器包装

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

P E T ボトル

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

その他プラ製

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、過去5年間の推移を基に勘案し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
45,344人 (対前年度比)	45,162人 (対前年度比)	44,981人 (対前年度比)	44,801人 (対前年度比)	44,621人 (対前年度比)
99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について記載する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール缶	スチール缶	ステーション回収	あじさいクリーンセンター
	アルミ缶	アルミ缶		
びん	無色ガラス	無色ガラス		
	茶色ガラス	茶色ガラス		
	その他ガラス	その他ガラス		
紙類	紙パック	紙パック		
	ダンボール	ダンボール	官民協働による拠点回収	粗大ごみ場 リサイクルセンター 民間業者
	その他紙製容器包装で上記以外	その他紙製容器包装で上記以外		
プラ	ペットボトル	ペットボトル	ステーション回収	あじさいクリーンセンター
	その他プラスチック製	その他プラスチック製		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物を分別収集するために、排出段階、収集段階について整備を行う。

分別収集の用に供する整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係わる 分別の区分	収集容器	収集車
アルミ缶	アルミ缶	網かご	2 t 収集車 3 t 収集車 4 t 収集車
スチール缶	スチール缶	網かご	
無色ガラス	無色ガラス	プラスチック コンテナ	
茶色ガラス	茶色ガラス		
その他ガラス	その他ガラス		
紙パック	紙パック	紐かけ梱包	2 t 収集車
ダンボール	ダンボール		3 t 収集車
その他紙製容器包装以外	その他紙製容器包装以外		3 t 収集車
P E T ボトル	P E T ボトル	網かご	3 t 収集車
その他プラスチック製	その他プラスチック製	指定袋	4 t 収集車

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備する。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

(2) その他必要と考えられる事項

- ① 市民啓発事業の実施
- ② 容器包装廃棄物分別排出優良地区及び功労者の表彰
- ③ 廃棄物減量等推進員制度の導入